

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第3部門第5区分  
 【発行日】令和1年10月17日(2019.10.17)

【公表番号】特表2018-510979(P2018-510979A)  
 【公表日】平成30年4月19日(2018.4.19)  
 【年通号数】公開・登録公報2018-015  
 【出願番号】特願2018-502341(P2018-502341)  
 【国際特許分類】

D 0 6 M 11/00 (2006.01)

【F I】

D 0 6 M 11/00 1 3 0

D 0 6 M 11/00 1 1 0

【誤訳訂正書】

【提出日】令和1年8月28日(2019.8.28)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ウール基材を処理するための方法であって、

5～60分の間の反応時間にわたって、アルコールとアルカリとの反応混合物によって前記ウール基材を処理する第1の反応工程と、

前記第1の反応工程の結果として得られたウール基材を、酸化剤の水性混合物によって処理する第2の反応工程と、

を備え、

該方法が、前記ウール基材の吸収力特性を未処理のウール基材と比較して高める、方法。

【請求項2】

前記第1の反応工程において使用される前記ウール基材は、(i)化学処理されていない不織ウール基材、および(ii)玉状部分が組み入れられた化学処理されていない不織基材から選択される、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記第1の反応工程において使用される前記ウール基材は、(i)カーディング済みウール繊維を含むニードルパンチ処理されたウール不織基材、(ii)カーディング済みウール繊維を含むспанレース処理された(水流交絡された)ウール不織基材、および(iii)ばらウール繊維を含むウール基材から選択される、請求項1に記載の方法。

【請求項4】

前記ウール基材は、(i)100～1000グラム毎平方メートル(gsm)、または(ii)200～600グラム毎平方メートル(gsm)である、請求項1～3のいずれか一項に記載の方法。

【請求項5】

前記アルコールは、メタノール、エタノール、プロパノール、ブタノールまたはこれらの混合物から選択される、および、

前記アルカリは、水酸化カリウムもしくは水酸化ナトリウムまたはこれらの混合物から選択される、

の少なくとも一方を満たす、請求項1～4のいずれか一項に記載の方法。

## 【請求項 6】

前記アルコールとアルカリとの反応混合物中において、前記アルカリは、(i) 0.5 ~ 5% w/v、(ii) 1 ~ 2% w/v、または(iii) 1.5% w/vの濃度を有する、請求項 5 に記載の方法。

## 【請求項 7】

前記酸化剤は、過酸化水素である、請求項 1 ~ 6 のいずれか一項に記載の方法。

## 【請求項 8】

前記水性混合物中において、前記酸化剤は、(i) 0.5 ~ 5% v/v、(ii) 1 ~ 2% v/v、または(iii) 2% v/vの濃度を有する、請求項 7 に記載の方法。

## 【請求項 9】

前記第 1 の反応工程の前記反応時間は、(i) 5 ~ 30 分の間、(ii) 10 ~ 30 分の間、(iii) 10 分、または(iv) 12 ~ 14 分である、請求項 1 ~ 8 のいずれか一項に記載の方法。

## 【請求項 10】

前記第 2 の反応工程の反応時間は、(i) 30 ~ 180 分の間、(ii) 30 ~ 120 分の間、(iii) 30 ~ 90 分の間、または(iv) 60 分である、請求項 1 ~ 9 のいずれか一項に記載の方法。

## 【請求項 11】

1 : 10 から 1 : 40 までの繊維対処理液比によって実施される、請求項 1 ~ 10 のいずれか一項に記載の方法。

## 【請求項 12】

高められた吸収力特性を有するウール製品の作製方法であって、

未処理のウール基材を、請求項 1 ~ 11 のいずれか一項に記載の方法によって処理して処理済みの前記ウール製品を得る工程を含み、

前記処理済みの前記ウール製品は、前記未処理のウール基材より 800% 以上大きな吸収力特性を有する、方法。

## 【請求項 13】

前記ウール製品は、(i) 未処理のウール基材より 1000% 以上大きな吸収力特性を有する、(ii) 未処理のウール基材より 1200% 以上大きな吸収力特性を有する、(iii) 未処理のウール基材より 1500% 以上大きな吸収力特性を有する、または、(iv) 未処理のウール基材より 2400% 以上の大きな吸収力特性を有する、請求項 12 に記載の方法。

## 【請求項 14】

前記ウール製品は、吸収特性を有する材料を要求する 1 つまたは複数の製品においてさらに使用される、請求項 12 または 13 に記載の方法。

## 【請求項 15】

吸収特性を有する材料を要求する前記 1 つまたは複数の製品は、おむつ、おむつライナーおよびおしめを含む個人衛生用製品、創傷用被覆材または外科用被覆材、化学物質流出対処用または浄化用製品を含む、請求項 14 に記載の方法。

## 【誤訳訂正 2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0008

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0008】

一実施形態において、第 1 の反応工程において使用されるウール基材は、化学処理されていない不織ウール基材である。

別の実施形態において、第 1 の反応工程において使用されるウール基材は、玉状部分が組み入れられた化学処理されていない不織基材である。